

よくある申請書の不備の事例 ～わかりやすいオンライン申請マニュアル【別冊1】～

令和2年3月
国土交通省 道路局
公益社団法人 全日本トラック協会



国土交通省

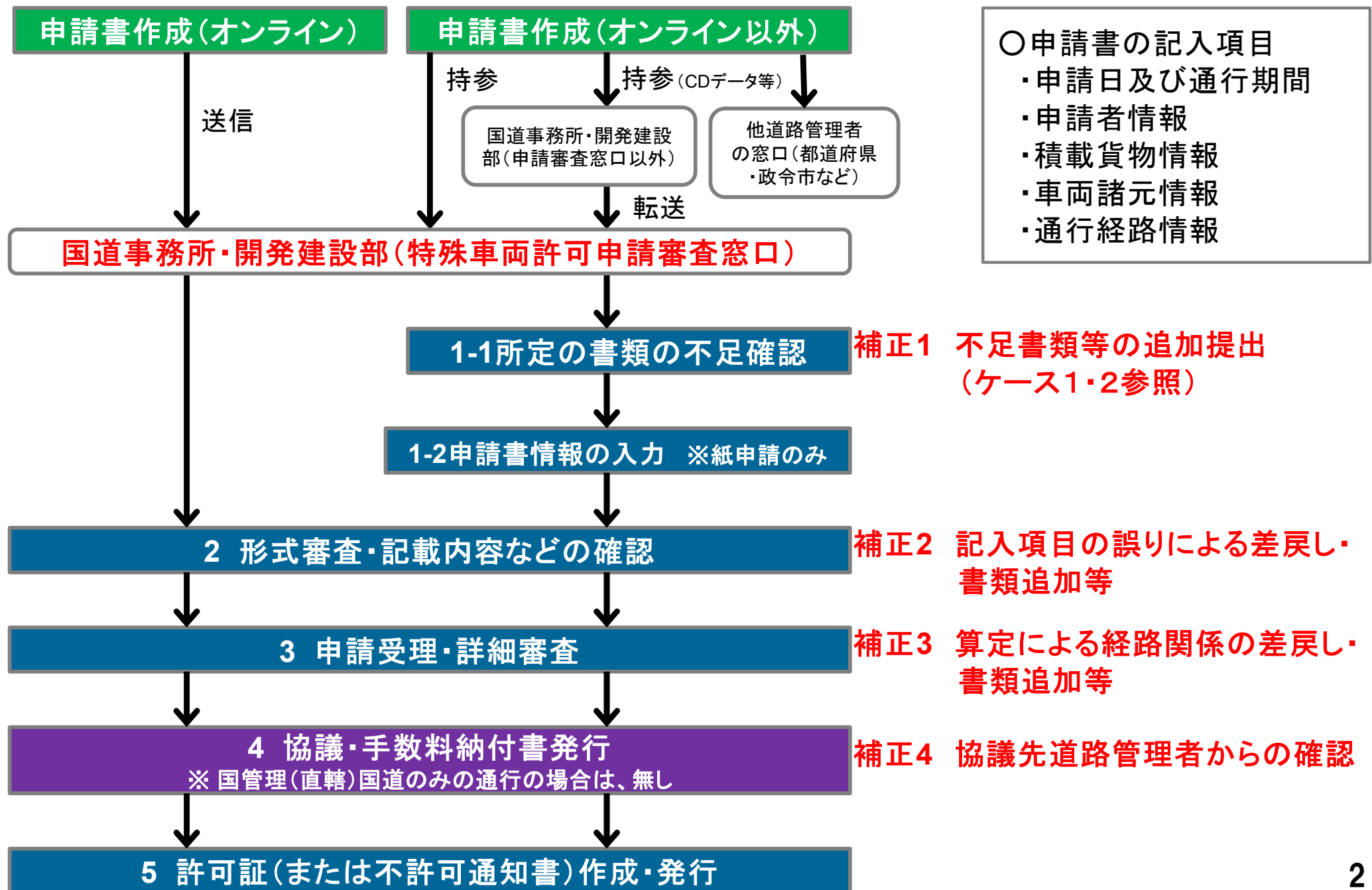


公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association



申請内容の補正対応について	2
【ケース①・②】申請書の付属書類①・②	3～4
【ケース③】申請区分(新規・変更・更新)の選択	5
【ケース④】各車種毎の包括申請	6
【ケース⑤】申請書提出前の「簡易算定機能」の活用	7～11
【ケース⑥】車両諸元の情報入力	12～21
【ケース⑦・⑧】出発地・目的地の情報入力①・②	22～23
【ケース⑨】往復申請	24
【ケース⑩】未収録路線名の入力	25～26
【ケース⑪・⑫】その他事項	27
【番外編】その他よく見られる事象	28

特殊車両通行許可申請・審査の流れ



ケース①:車検証・電子媒体などの付属書類が添付されていない

【申請時の留意点】

- ・ 窓口提出前に必ず書類が揃っているか確認して下さい。
- ・ 車検切れの車両については、オンライン申請の場合でも添付が必要です。
- ・ 電子申請書作成システムで作成した場合は、CD-R(W)やDVD-R(W)の電子媒体も提出願います。(審査終了後お返しします。なお、フロッピー及びMOディスクは極力ご容赦ください)

○付属書類一覧（車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条など） ※平成27年3月31日通達改正

	書 類 名 【通達等における様式番号】	道路管理者への 提出部数	オンライン申請の場合 【特殊車両通行許可システム】
1	特殊車両通行許可(認定)申請書【省令別記様式第1】	1	システム内で作成
2	車両内訳書【要領別記様式1】	1	システム内で作成
3	車両の諸元に関する説明書【課長通達別記様式第1・第1の2】	1	システム内で作成
4	通行経路表【課長通達別記様式第2】	1	システム内で作成
5	通行経路図	1	システム内で作成 ※ただし、未収録区間等、システム内で 作成できない区間のみ(注1)
6	自動車検査証の写し	1	原則不要 ※ただし、道路管理者からの求めがあったとき(注1)
7	一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書面	当該許可を受けて いる場合のみ	(注1)
8	軌跡図	超寸法車両のみ	(注1)
9	フレキシブルディスク等	1	不要
10	その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認めるもの(注2)	必要に応じて添付	(注1)

(注1) 申請データの送信時に当該資料をスキャン等で電子化して添付願います。

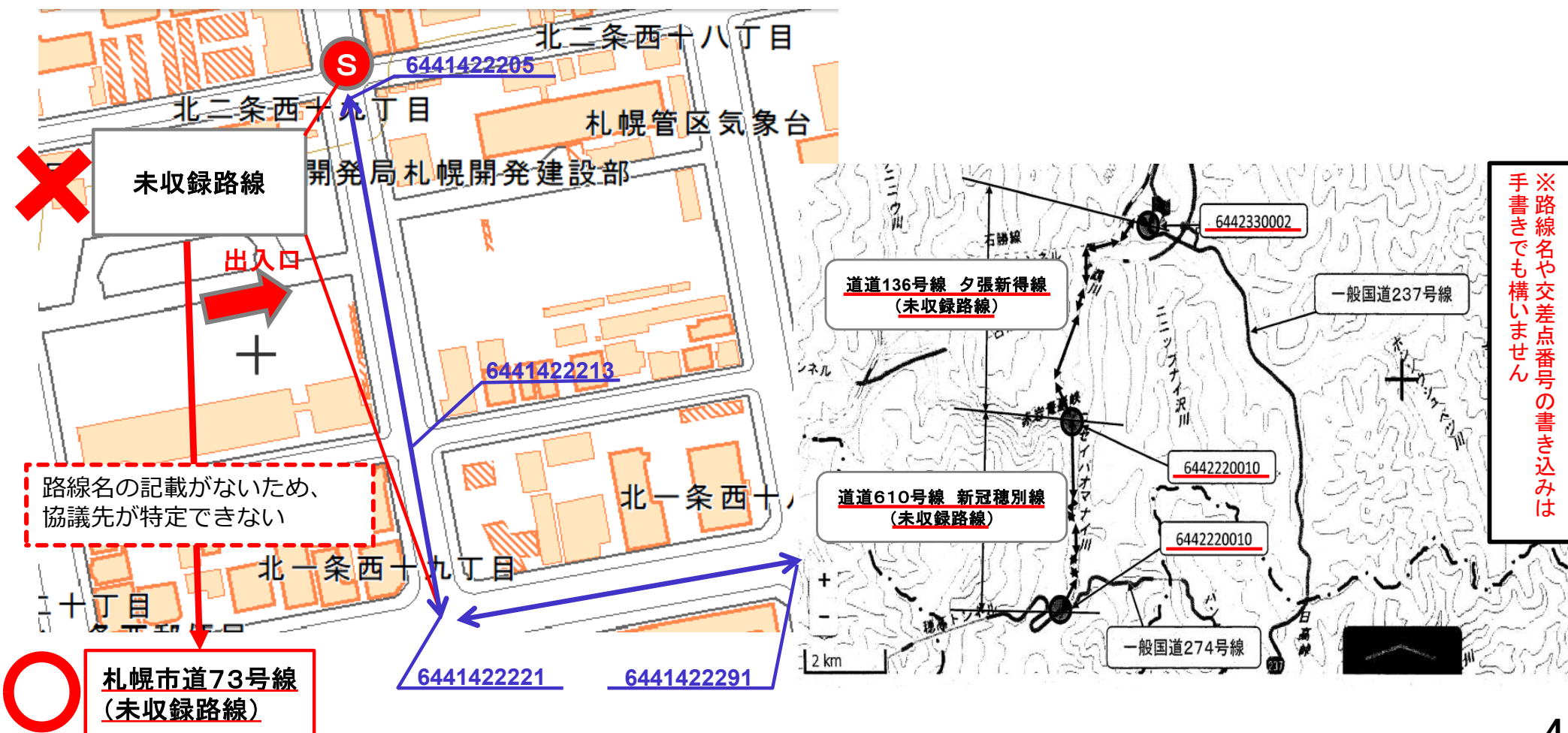
(注2) 超寸法申請の場合や、協議先道路管理者からの依頼等により必要となる場合があります(以下一例です)

- ・ 付近図(未採択路線の場合)・通行計画書及び理由書(超寸法車両)・四面図や荷姿図など、積載状態における車両諸元がわかる資料
- ・ 応力計算書(D条件を超過する車両で、橋梁等の補強が必要となる場合)など・・・

ケース②: 未収録路線に係る「付近図」の添付

【申請時の留意点】

- ・ 申請経路に未収録路線が含まれる場合には、「付近図」の添付をお願いしています。
- ・ 「付近図」においてその場所、路線名及び10桁の交差点番号に漏れがあると、協議先の道路管理者を特定できず、審査に時間を要します。



ケース③:更新・変更の申請区分が誤っている・内容が確認できない

【申請時の留意点】

①更新申請

- ・許可期間以外で前回の許可証と異なる項目がある
(出発地・目的地の場所、途中経路、重量・寸法、車両の台数・ナンバーなど)
→差戻しますので、改めて期間以外の変更が必要か確認の上、変更がある場合は申請区分を変更に直して、変更となった箇所や内容を整理・明示して再提出してください。
- ・申請時点で許可期間が切れている
→差戻しますので、新規で付属書類を添付し再提出して下さい。※申請後に期間満了したものは除く

②変更申請

- ・変更箇所が不明で確認できない
→変更内容がプルダウンメニューに無い又は複数該当する場合、「その他」を選択して、「具体的な変更事由」及び「前回許可証の許可番号」の情報提供をお願いします。
- ・更新時期が到来していないのに、変更と併せて許可期間も更新されている
→既許可を超える期間があるため、全経路分の審査が必要となり手数料が発生します。

例：H26.10.1～H28.9.30までの許可で、H27.8.1に1経路の変更申請。申請書記載の許可期間が

- ・H27.9.1～H28.9.30（前回許可期間の範囲外なし）→変更経路のみの審査・協議で終了
- ・H27.9.1～H29.8.31（ // 範囲外あり）→全経路の審査・協議を実施
(H28.10.1～H29.8.31の期間が、前回の審査・協議対象外のため)

【参考】申請区分の定義

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(3)(中略)

なお、更新とは、許可期間のみを更新する場合をいい、変更とは車両台数の増以外の変更で更新以外のものをいう。

※新規の定めは無いが、更新及び変更以外の全てと解する。変更の例は、車両の交換（車両の買い換え等）、車両台数の減少（包括申請の場合）、申請者の変更、経路の変更、会社名の変更等。また、積載物の変更や積載物重量の増、車種区分の修正は新規。

ケース④：一つの申請で、異なる車種のセミトレーラが混ざっている

【問題点】

- ・ 包括申請ができるものは、「車種（軸種が同一のもの）」「積載貨物」「通行経路」「通行期間」の4つが同一であることが必要。
- ・ しかし、車種選択で「一般セミトレーラ（その他）」を選び、異なる車種や貨物を一緒にの申請としているため、確認・差戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

- ・ 複数車種の混在した包括申請は差戻します。車種毎に申請を分割してください。

住所（〒） 北海道 札幌市 中央区 南一条五丁目

住所（ビル名） 札幌第1合同庁舎

電話番号 市外局番 局番 番号

申請担当者 部署名 担当者名（漢字） 電話番号 FAX番号 メールアドレス

申請車両 申請車種

事業区分 申請車両台数

車種を選択してください

- トラック
- 建設機械類
- 一般セミトレーラ(バン型)
- 一般セミトレーラ(タンク型)
- 一般セミトレーラ(幌枠型)
- 一般セミトレーラ(コンテナ型)
- 一般セミトレーラ(自動車運搬用)
- 一般セミトレーラ(あおり型)
- 一般セミトレーラ(スタンション型)
- 一般セミトレーラ(船底型)
- 一般セミトレーラ(その他)
- 重セミ
- 海上コンテナ(8'6)
- 海上コンテナ(9'6)
- 海上コンテナ(その他)
- ポールトレーラ
- フルトレーラ(バン型)
- フルトレーラ(タンク型)
- フルトレーラ(幌枠型)

※申請を行う担当者の情報を入力

※申請車種を変更した場合は必ず左記(新規開発車両、新規格車)

レーラ 台

上図：申請支援システムの入力画面

【参考】車種区分の定義

(S53.12.1道路局長通達「車両の通行の制限について」抜粋)
第二(四)3 特殊な車両の通行の許可に係る複数の車両について、その車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合には、それらの車両について、それぞれ申請書を提出させることを省略し、1の申請書により申請させることができること。

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(4) 申請書の車種区分欄の記入は以下の区分によること。(中略)
なお、次に該当するものは()書で付記すること。

(イ)新規 (ロ)適合 (ハ)バン (ニ)タンク (ホ)幌枠 (ヘ)コンテナ (ト)車運搬

(7) (中略) 包括申請において同一の車種とは、車両の諸元に関する説明書に例示してある車種区分によるものとし(以下略)

※ 包括申請は合成車両で審査するため、個別に申請するより、条件が厳しくなったり、不許可になったりする場合があります

ケース⑤：申請された経路上に、通行不可の箇所が含まれている

【問題点】

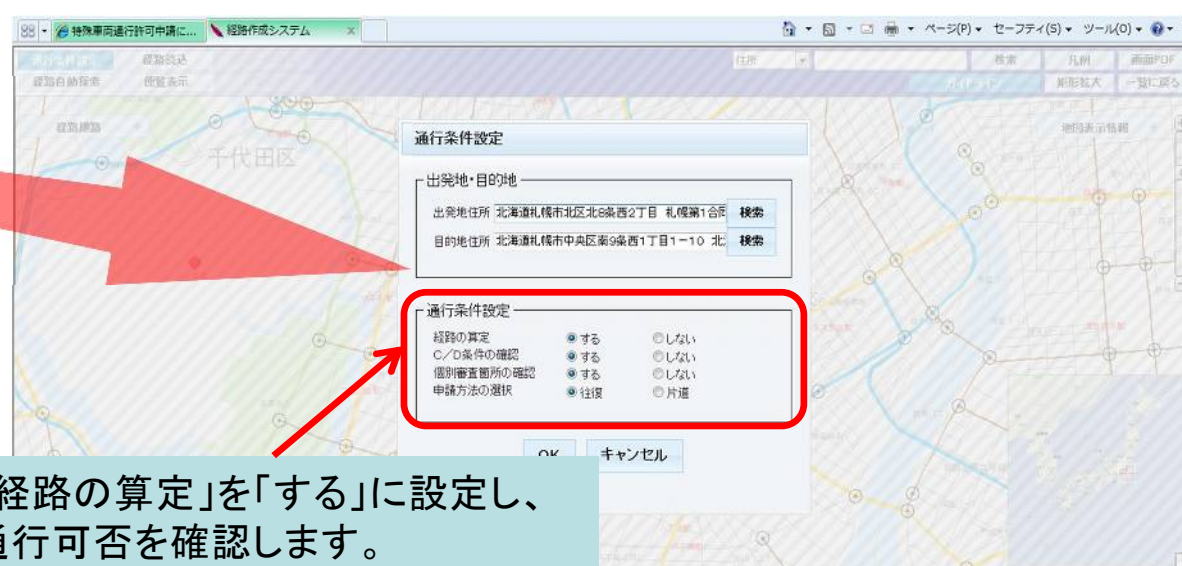
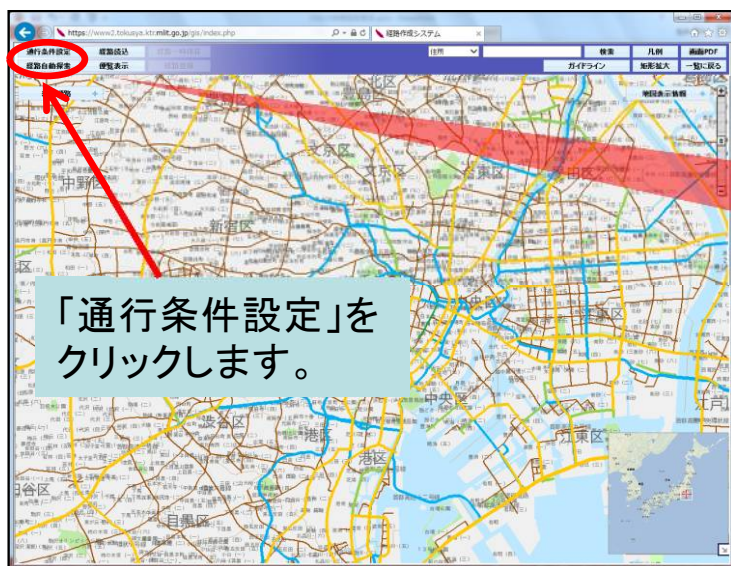
- ・道路管理者間協議も含めた審査の結果、通行不可となる可能性が高い。
- ・また、実際に通行不可であるか（迂回路の有無含め）確認することとなり、その分審査時間が余分に掛かってしまう。



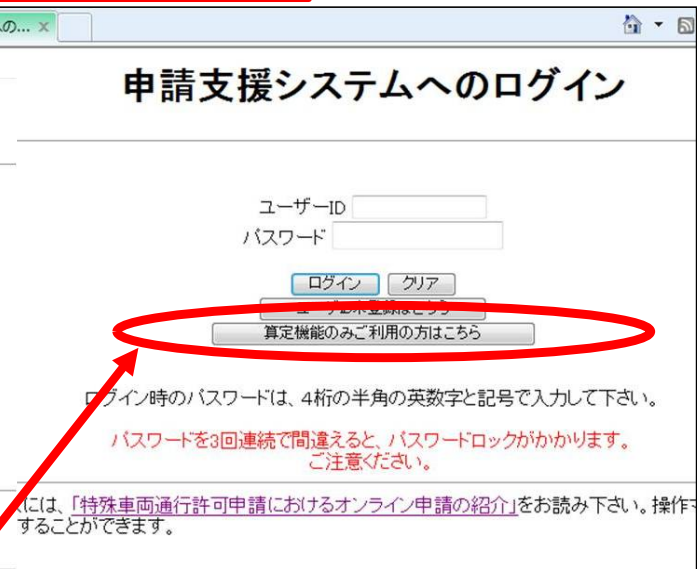
【申請時の留意点】

- ・申請書の作成時・提出前に「簡易算定機能」により、通行可否、指定方向外進行不可、一方通行、夜間通行（重量D）区間の有無などを確認してください。（算定結果を踏まえた上で、ルート選定することをお勧めします）通行不可がある場合、差戻します。

「デジタル地図経路作成システム」で通行条件を設定する場合（オンライン申請）



○オンライン申請PRサイトから算定機能のみ利用する場合（オンライン申請の場合）



○申請支援システムから申請書を作成・算定する場合（オンライン申請のみ）

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
0000-1111-1111	平成27年08月28日 09時25分	作成完了	平成27年08月28日 09時25分		申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 提出 算定結果 ダウンロード 申請書 ダウンロード

申請情報入力後に遷移する「申請書作成予約登録」画面から算定結果をダウンロードできます。

○オンライン申請PRサイトから算定機能のみ利用する場合（FD申請の場合）

特殊車両通行許可オンライン

特殊車両通行許可システム

本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

初めてオンライン申請を

既に利用されている方

走行前にご確認ください

登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

簡易算定システムへのログイン

受付システムへのログイン

必ずお読みください
"オンライン申請"とは?

※推奨パソコン環境について

大型車誘導区間
重さ高さ指定道路
特車許可不要区間
ガイドマップ

全国の未収録道路の路線名等

申請データの算定

算定の予約

申請データファイル: 参照...

算定予約

※『車両の諸元に関する説明書』の情報が不足している申請データは、本機能にて算定できません。
ご利用の申請書作成手段にて『車両の諸元に関する説明書』の情報を入力して、申請データを作成してください。
※算定結果は、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果参照

算定予約受付情報

算定予約を受け付けました。
申請番号、アクセスキーは、算定結果を参照する際に必要となりますので必ずメモして控えておいて下さい。

申請番号: 980
アクセスキー: 123456

当申請データは、1番目に算定される予定です。

前画面へ戻る

出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎にCまたはD条件に限り、厳査については全件出力されます。

- ・車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- ・通行経路表
- ・車両の諸元に関する説明書
- ・特殊車両通行許可算定書
- ・特殊車両通行許可算定書(総合)
- ・高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- ・通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外してください。(算定結果によっては、元々以下の帳票が存在しない場合もあります。)

☒ C・D条件及び個別審査箇所一覧

☒ 特殊車両通行許可協議交差点一覧

帳票出力処理に時間がかかることがありますので、そのまましばらくお待ちください。

軸数: 2軸、トラック前1軸(T1.1)

個別審査件数	19 件
C条件 + D条件 件数	434 件

簡易帳票出力 詳細帳票出力 前画面へ戻る

申請データの算定

算定の予約

申請データファイル: 参照...

算定予約

※『車両の諸元に関する説明書』の情報が不足している申請データは、本機能にて算定できません。
ご利用の申請書作成手段にて『車両の諸元に関する説明書』の情報を入力して、申請データを作成してください。
※算定結果は、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果の参照

申請番号: 980
アクセスキー: 123456

算定結果参照

⑦ 算定完了。ここから算定が確認できます。

⑥ ここをクリックします。

① ここをクリックします。

③ ここをクリックします。

② 作成したbinデータを読み込ませます。

④ 算定予約が完了。申請番号、アクセスキーをメモします。

⑤ ④を入力します。

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

- ・特殊車両通行許可算定書は、総合的な算定結果や個別審査の有無を確認できます。

特殊車両通行許可算定書

受付日：		受付許可番号：	
通行開始年月日：平成27年10月1日		通行終了年月日：平成29年9月30日	
申請区分：新規	申請分類：普通	経路指定	
申請車種：一般セミトレーラ（バン型）		「超寸法」と表示の場合は、軌跡図、運行計画書及び理由書を添付してください。	
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず			
危険物積載の有無：			
申請車両台数：トラクタ1台、トレーラ1台			
車両寸法分類：I-1		軸形式：軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	

車両幅	車両高さ	車両長さ	-
2.49 m	3.79 m	15.82 m	-
車両自重	前部積載物	後部積載物	総重量
15.29 t	17.00 t		32.29 t

軸・重心間距離

11	12	13	14	15
3.18 m	2.44 m	9.52 m	3.16 m	1.50 m
16	17	18	19	110
0.75 m	8.77 m			
111	112	113	114	115

軸データ

軸	A軸	B軸	C軸	D軸	E軸	F軸	G軸	H軸
空車時自重	4280 kg	2170 kg	3160 kg	3160 kg				
軸重計算結果	6370 kg	8720 kg	8600 kg	8600 kg				

車両諸元

最大軸重	最遠軸距	隣接軸距	最外輪中心間距離
8.72 t	11.96 m	1.50 m	2.00 m

通行条件			
重量	個別審査	寸法	個別審査

「最大軸重」と「隣接軸重」が制限値を超過していないか、確認（P20・21）します。

備考

・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他（トリプル軸有）においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

通行経路：001			通行区分：往復		
経路算定結果：個別審査			通行条件：重量（個別審査）、寸法（個別審査）		
出発地住所：北海道札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部					
目的地住所：北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-10 北海道トラック総合研修センター					
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小幅員	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	0	-	0	0
交差点	6	1	-	0	0
橋梁	0	0	0	0	0
高速道路	0	-	-	0	0
スパン				0	0
通行規制				0	-
未収録				15	-

「未収録路線」がある場合は、付近図を添付します。

「未収録路線」がある場合は、付近図を添付します。

特殊車両通行許可算定書（総合）

受付日：		受付許可番号：	
通行開始年月日：平成27年10月1日		通行終了年月日：平成29年9月30日	
申請区分：新規	申請分類：普通	経路指定方法：経路申請	
申請車種：一般セミトレーラ（バン型）			
橋梁照査：高速自動車国道等及び指定道路＝適合せず、橋梁の設計荷重がTL20活荷重以上の道路＝適合せず			
新規開発車両の基本通行条件 高さ＝該当せず、長さ＝該当せず、重量＝該当せず		通行経路数：4	
危険物積載の有無：	申請車両台数（合計）：トラクタ1台、トレーラ1台		
軸形式：軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸（1台、1台）			

「有り」の場合は、回避しないと、差戻します。

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
S1.1-2	A	A	A	C	A	A	無し

※通行不可欄に「有り」と表示される場合、当該箇所を回避した経路に修正した上で、再度確認してください。

※未収録路線は簡易算定されないため、申請書の提出後に道路管理者で別途通行不可の有無を確認します。また、未収録交差点（デジタル地図では青点）で経路を選ぶと、収録路線であっても簡易算定されません。一旦、収録交差点（黒点）で経路を選択したデータで、簡易算定してください。

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

・C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版含む）

特殊車両通行許可限度算定要領に基づき、各箇所の寸法の限界や橋梁の限度重量などを表示。

C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版）

枚数順番号

受付許可番号： 札幌特車 第 号

軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸（S1.2-2）

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
障害種別	条件	道路管理者	
曲線	C	北海道開発局 帯広開発建設部	・重量D条件の場合または ・寸法（幅員・交差点等）C条件かつ車両幅3.0m超の場合原則、夜間条件（21:00～6:00）となります。 ・なお、令和元年6月21日より、通行時間帯が夜間に制限される区間は、これまでの全経路から、原則として、特に交通への影響が大きい必要最低限の区間に限定されます。具体的な区間は、許可証に添付されるC・D条件箇所一覧に記載されています。 ・※詳細については、特車PRサイトからご確認ください。 ・【特車PRサイト】 ・URL：http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/release20190621j-ks.pdf
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	～ 目的地側交差点 交差点地名 ～ #6442470078 宇熊牛
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	～ #6442470078 宇熊牛
橋梁	D	北海道開発局 帯広開発建設部	～ #6442470078 宇熊牛
交差点	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 274号線 美里西20線 往復 萩橋 #6442470111 鹿追 C条件の限度重量-54.84t 21時～6時に通行のこと
交差点	C	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線 宇熊牛 39-42 往復 北熊牛#6442570025 対向車線を侵して折進できる車両分類値-III、対向車線を侵さず折進できる車両分類値-不、申請車両分類値-0
橋梁	個別審査	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線 宇熊牛 39-42 往復 新清橋 北熊牛#6442570025 宇熊牛39-42 ～ #6442570016 屈足 D条件の限度重量-53.74t
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 38号線 新得 往復 東進橋 栄町#6442560010 新得 ～ 南1条10#6442470046 清水 D条件の限度重量-55.61t

※条件欄に「個別審査」と表示される場合、当該箇所の詳細な審査（道路管理者間協議含む）が必要となります。

特に、D条件の限度重量が示される場合は、橋梁への影響が甚大であるため、表示された限度重量以内に積載物重量を減らした上で申請するのが望ましいです。（車両の軸数や寸法によっては表示されない場合もあります）

単体物品で分割不可能のため減量できない場合は、あらかじめ、当該箇所の道路管理者（橋梁担当課）と調整願います。

各々の限度重量以内まで積載物重量を減量すると、夜間条件（D）、誘導車条件（C）を回避することができます。

ケース⑥:車検証の内容と車両諸元が異なっている

【問題点】

- 車検証・四面図・諸元表の内容と、車両諸元が異なっている場合があり、確認・差戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

- 車検証・各車両メーカー発行の四面図・諸元表などを入念に確認し、間違いの無いよう転記して下さい。間違いのある場合は、差戻しとなります。

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種: 一般セミトレー (船底型)
 軸種: 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

包括申請の場合、個々の車両が隣接軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。
 要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。

トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重			幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リア オーバー ハング (cm)	積載物重量	
			トラクタ・ トラクタ(n)	乗員(人)	トレーラ (t)					前部(t)	後部(t)
○ 1	〇〇〇	XXX-XX	6.73	3		248	315	407			
○ 2	〇〇〇	XXX-XX	6.73	3		249	316	407			
● 3	△△△	XXX-XX	6.50	3		245	376	427			

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

※ 重量や軸間距離などの数値を
 間違えたまま申請すると、
 本来の車両諸元と異なる許可
 (又は不許可) となる
 おそれがあります。

【車両諸元入力の間違い例】

- ・ **重量や寸法の入力値が車検証と一致していない・車検証自体の確認ができない**
→ 車検証の自重や軸重、車両ナンバーの入力間違い、車検証の有効期間切れなど。
車検証とのチェックが正しく行えないので差戻します。→ P14

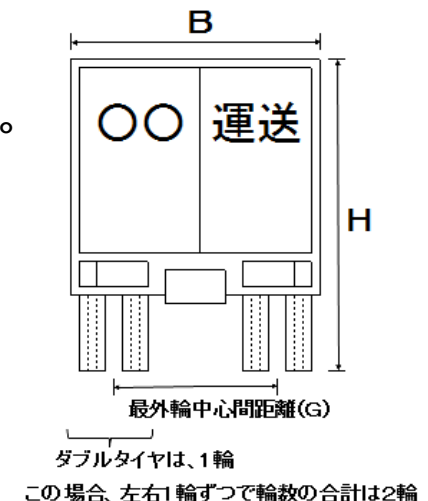
車検証自動チェック結果

到達番号: [REDACTED]

差し戻し内容
以下の理由で差し戻しをいたしますので、訂正をお願いいたします。
・ 車両内訳書の整理番号1のトラック【日野・ADG-SH1EDXG】、整理番号12のトラック【日野・KL-SH1KDGG】の車両は車検証の互しを添付、または申請窓口へ別送する必要があります。
・ 空荷130 [REDACTED]、空荷130 [REDACTED]、空荷130 [REDACTED]、空荷130 [REDACTED]、空荷130 [REDACTED]、空荷130 [REDACTED]、空荷100 [REDACTED]、空荷100 [REDACTED]、空荷100 [REDACTED]、空荷100 [REDACTED]、空荷100 [REDACTED]の車両重量が、申請された車両重量よりも大きい値です。
・ 申請された車両内訳書の整理番号4のトラック【三菱・BDG-FP54JDR】の軸重に、同一型式の車両の中での最大の軸重が記載されていません。

左図：複数車両の包括申請において一部車両のナンバー入力間違いによる差戻し例

- ・ **積載貨物の重量が、トラックやトレーラの最大積載量より多い、又は軸重が超過している**
→ 最大積載量の入力間違いなど。道路交通法でいう過積載に該当します。→ P16・20・21
- ・ **セミトレーラの連結全長が長すぎる**
→ トラック・トレーラそれぞれの車検証「長さ」を単純に足しているため。
トラック＝車両（又は積載物）前端～連結部、トレーラ＝連結部～車両（又は積載物）後端の長さを四面図で確認してください。→ P17・18
- ・ **はみ出し貨物を積載する際の、総寸法の計算方法が間違えている**
→ 高さ＝荷台の床高＋積載貨物高 長さ＝四面図で確認 など。→ P18
- ・ **ダブルタイヤの輪数入力が間違っている**
→ 2輪を1輪とカウントしてください。（右図参照）→ P19



車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

整理番号	車名	型式
1		

車両番号 整理番号	車両番号
1	

車両番号の入力ミスに注意します。

<間違いの例>

0（数字のゼロ）と
O（アルファベットのオー）

1（数字のイチ）と
I（アルファベットのアイ）
の打ち間違い

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(バン型)

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
1	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	1018

必ず、「車検証情報との照合」を実施してください。
車両番号の入力ミスがないか、確認出来ます。

車検証情報照合結果表示

型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。
チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。

軸種	軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
照合結果	車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。

車両諸元入力内容				車検証登録内容		
牽引区分	型式	項目名	入力内容	車両番号	項目名	登録内容

閉じる

「車検証情報との照合」を実施して未登録との結果が出た場合、その原因のほとんどが、車両番号の入力ミスか、既に廃車になっている車両番号を入力したか、のいずれかです。

車両番号の入力ミスは、差戻しとなる原因の上位です。

このため、必ず「車検証情報との照合」を実施して、ミスがないか確認してください。

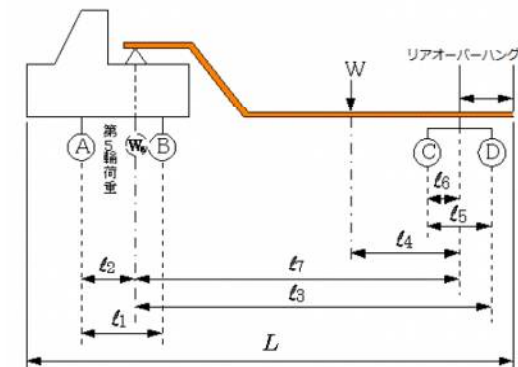
車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種	一般セミトレーラ(バン型)
軸種	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

包括申請の場合、個々の車両が隣軸軸重の要件を満たしていてもこれらの申請車両が合成車両化されることにより要件を満たさない場合があります。要件を満たすよう他の車両を加えるか、別々に申請してください。



・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
 ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください。
 ・トラクタのけん引能力超過にならないよう、申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください。
 ※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重		幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	積載物重量	
			トラクタ(t)	乗員(人)					前部(t)	後部(t)
◎ 1	フルハーフ	DEF456			8.73	249	379	1199	0	17.00

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

自動車検査証 トレーラ

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録月日		車体の形状			
創路 12を1111		平成〇年〇月〇日		バンセミトレーラ			
車名	乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
フルハーフ	—	17250kg		8730kg		25980[25980]kg	
形式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
FGH456	1290cm	249cm	379cm	—	—	3160kg	3160kg
所有者の氏名又は名称		*****					
所有者の住所		*****					
使用者の氏名又は名称		*****					
使用者の住所		*****					
有効期間の満了する日		*****					
備考		*けん引車・被けん引車* 三菱 ABC123DE					

○積載物重量 17t
 ○最小回転半径 10.18m

積載物重量は、車検証の最大積載量を超過することはできません。

なお、軸重の制限との関係で、車検証の最大積載量で許可できるとは限りません。

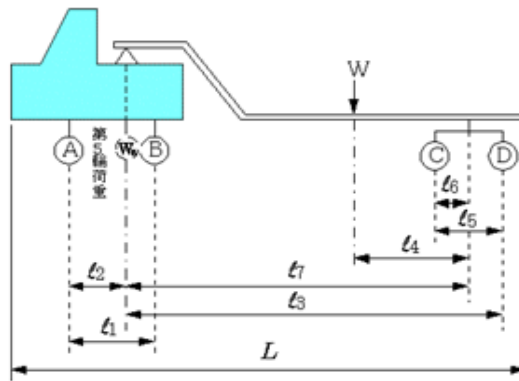
(詳細はP 20、21)

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種 **一般セミトレーラ(バン型)**
軸数 **4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸**



トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重			幅 (cm)	高さ (cm)	長さ (cm)	積載物重量	
			トラクタ重量(t)	乗員(人)	トレーラ重量(t)				前部(t)	後部(t)
※ 1	三菱	AB-C123DE	8.45	2		249	347	383		

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報登録メニューへ戻る 次の画面に進む

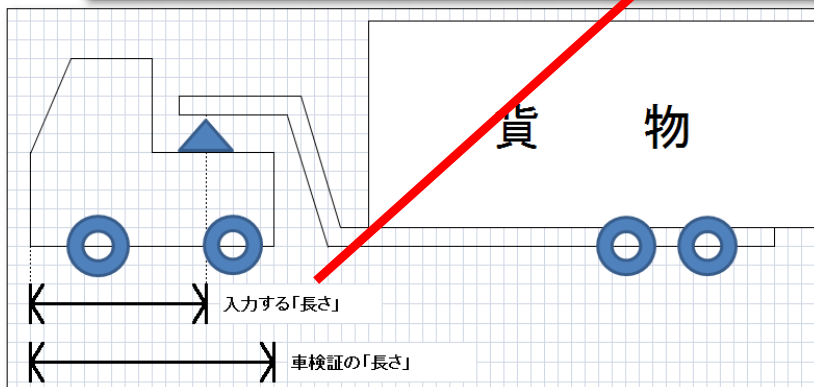
自動車検査証 トラクタ

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録月日		車体の形状			
札幌 100か0000		平成〇年〇月〇日		トラクタ			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
三菱	2[2]人	33220[10000]kg	6450Kg	39780[16560]kg			
型式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ABC123DE	552cm	249cm	347cm	4280kg	—	—	2170kg
所有者の氏名又は名称		*****					
所有者の住所		*****					
使用者の氏名又は名称		*****					
使用者の住所		*****					
有効期限満了の日		*****					
最大積載量欄中括弧内は第5輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。							

車検証の数字のまま入力すると、長さがNG!

入力する寸法（幅、高さ及び長さ）は、車検証のとおりとは限りません。

トラクタの場合、接続すると、トレーラと重複するため、長さは、前部から接続部までです。



車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。

型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。

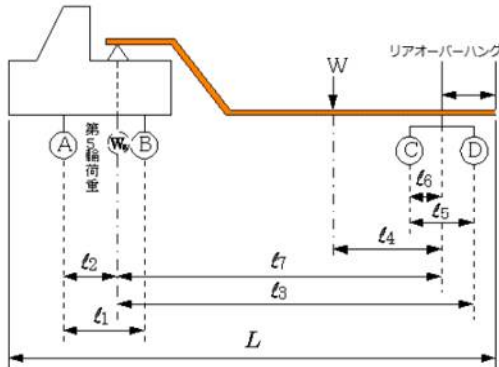
車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。

車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種 一般セミトレーラ(バン型)

軸種 軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸



トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重			幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リア オーバー ハング (cm)	積載物重量	
			トラック トラクタ (t)	乗員(t)	トレーラ (t)					前部(t)	後部(t)
◎ 1	フルハーフ	DEF456			8.73	249	379	1199	0	17.00	

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報登録メニューへ戻る 次の画面に進む

自動車検査証 トレーラ

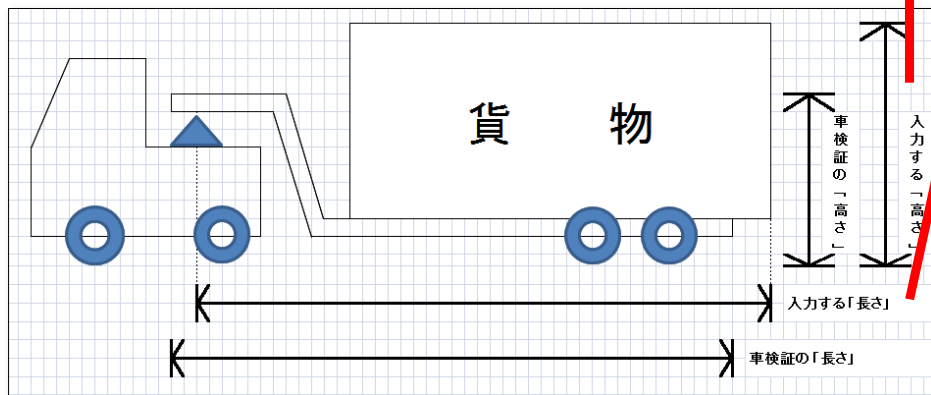
自動車登録番号又は車両番号		初年度登録月日		車体の形状			
札幌 12を1111		平成〇年〇月〇日		バンセミトレーラ			
車名	乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
フルハーフ	一人	17250kg		8730kg		25980[25980]kg	
型式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
FGH456	1290cm	249cm	379cm	—	—	3160kg	3160kg
所有者の氏名又は名称		*****					
所有者の住所		*****					
使用者の氏名又は名称		*****					
使用者の住所		*****					
有効期間の満了する日		*****					
備考		*けん引車・被けん引車* 三菱 ABC123DE					

○積載物重量 17t

○最小回転半径 1009cm ※PRサイト「最小回転半径計算ツール」より

- ・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
- ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください
- ・トラクタのけん引能力超過とならないよう、
申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超えないように入力してください
※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載物重量の合計)

車検証の数字のまま入力すると、幅、高さ及び長さがNG!

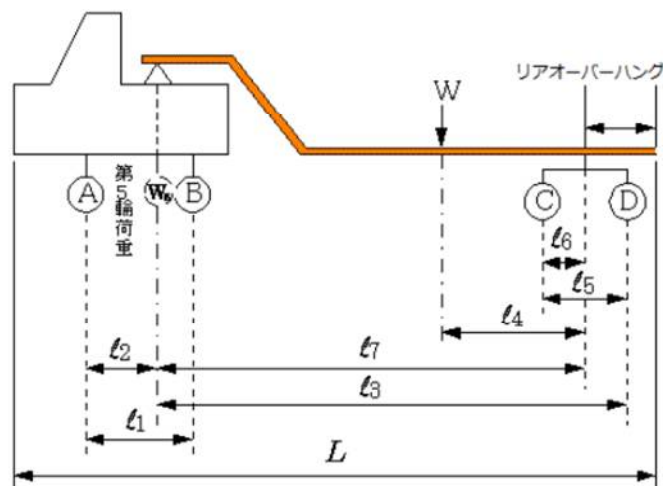


寸法（幅、高さ及び長さ）は、車検証のとおりとは限りません。

トラクタと接続し、かつ、貨物を積載した状態での寸法を入力します。

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

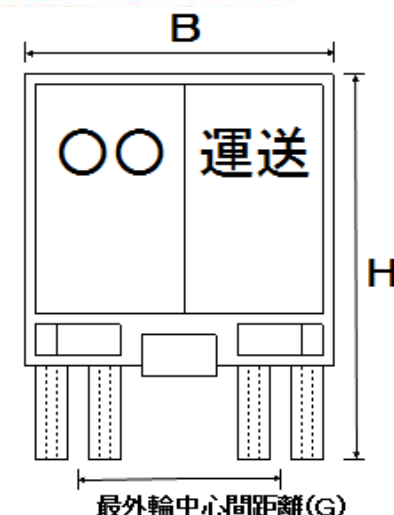
申請車種	一般セミトレーラ(バン型)
軸種	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸



<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm

<隣接軸重の制限値>
特例8車種において、以下
隣り合う車軸に係る軸距に
[軸距が1.8m未満の場合
軸距が1.8m以上の場合
※隣り合う車軸に係る軸重
隣接軸重が19t以下]



ダブルタイヤは、1輪
この場合、左右1輪ずつで輪数の合計は2輪

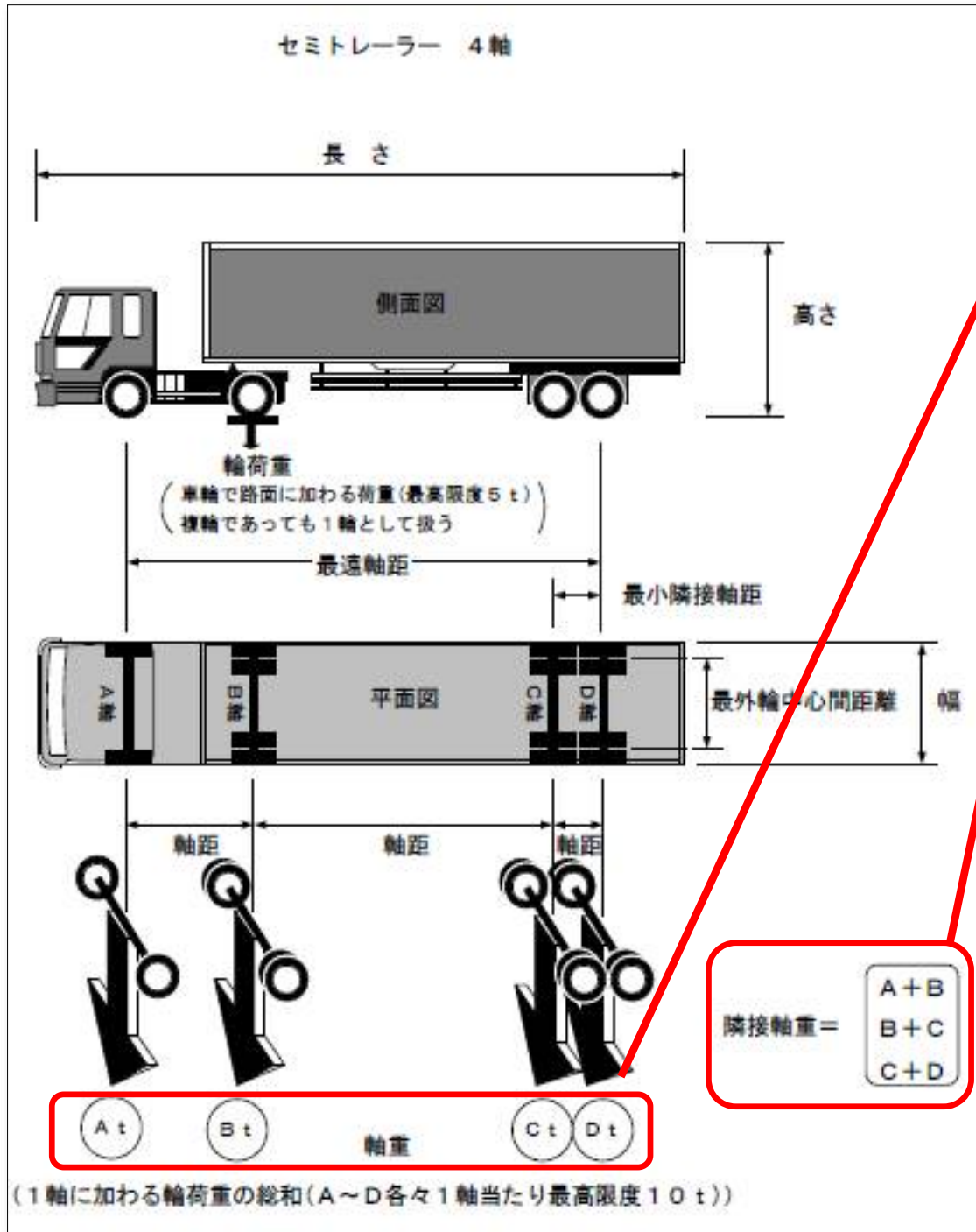
トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸		
			輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値
1	フルハーフ	DEF456							2	3.16	1	2	3.16	1						

[前の画面へ戻る](#) [申請車両情報メニューへ戻る](#)

ダブルタイヤは、1輪とカウントします。

図の例の場合、右側と左側にそれぞれ2輪ずつあり、実際にあるのは4輪ですが、ダブルタイヤなので、右側と左側にそれぞれ1輪ずつとカウントするため、合計2輪となり、それを入力します。



<通常>

軸重 10 t

隣接軸重

・軸距が1.8m未満

→ 18 t

・軸距が1.3m以上かつ、
軸重がいずれも9.5 t以下

→ 19 t

・軸距が1.8m以上

→ 20 t

<例外>

保安基準の緩和を受けている車両
(ホイールクレーン、重セミ等)

車検証の備考欄に「*保安基準緩和*
軸重、隣接軸重」等と記載

<参考> 車両制限令第3条 (P25)



車両の諸元に関する説明書

受付許可番号			
通行開始年月日	平成28年11月18日	通行終了年月日	平成28年8月17日
申請区分	新規	通行区分	往復
事業区分	区域	対象車両	0
積載貨物品名	分類		
	品名		
車両区分	車両の種類	一軸セミトレーラ(ワン型)	
	軸種	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレー後3軸	
新規開発車両の基本通行条件	高さ	該当せず	
	長さ	該当せず	
	重量	該当せず	
	車両台数	車両型式	代表車両番号
トラック・トラクタ	1台	AB-C123DE	札幌100方0000
トレー	1台	FGH456	札幌12を1111

重量説明表

自重				積載物重量			合計
トラクタ自重	乗員(2人)	第1トレー自重	第2トレー自重	小計	前部	後部	
8.45t	0.11t	8.73t		15.29t	17.00t	17.00t	32.29t

車両諸元表

幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最速軸距	最小隣接軸距	最大軸重・最外輪中心間距離	
249 cm	379 cm	1582 cm	8.73 t	1197 cm	150 cm	200 cm	
各輪の軸間距離および荷重点等の距離							
11	12	13	14	15	16	17	18
318 cm	245 cm	902 cm	318 cm	150 cm	75 cm	97 cm	
19	110	111	112	113	114	115	-

荷重分布表			A輪軸数2輪	B輪軸数2輪	C輪軸数2輪	D輪軸数2輪	E輪軸数 輪	F輪軸数 輪	G輪軸数 輪	H輪軸数 輪	合計
	種別	自重+乗員	4.94 t	4.00 t	3.18 t	3.18 t					15.29
		積載物	1.40 t	4.72 t	5.44 t	5.44 t					17.00
		計	6.34 t	8.73 t	8.60 t	8.60 t					32.29
	輪荷重		3.17 t	4.38 t	4.30 t	4.30 t					-
最外輪中心間距離(φコード)		2	1	1	1					-	

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、
 車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了の場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車両

「合成車両の表示」
をクリックします。

車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除
 合成車両の表示 読み込み 橋梁照査結果の表示 車検証明情報との照合

登録 前画面へ戻る

<確認方法>

合成車両の表示又は簡易算定機能(P 9)を使って、最大軸重と隣接軸重が制限値を超過していないか、確認してください。

<修正方法>

超過していた場合、P 1 6に戻って、減量します。

ケース⑦: 通行経路表と地図上の経路が一致していない

【問題点】

- ・ 出発地及び目的地の住所と、通行経路表の起点及び終点が離れている。
- ・ 起点・終点の交差点が誤っており、未審査区間が生じ、確認及び差戻しに時間を要します。

【申請時の留意点】

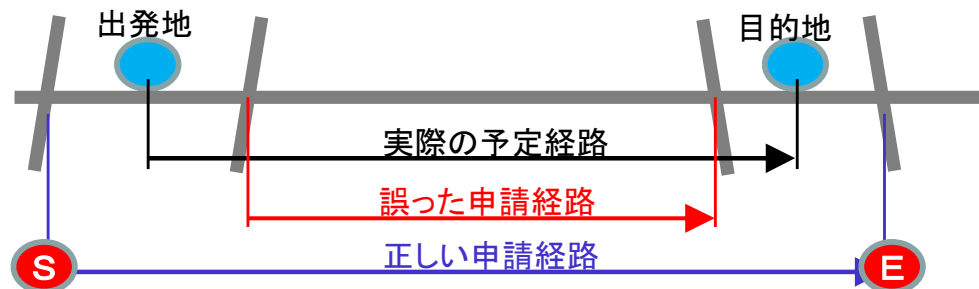
- ・ 通行経路を全てカバーする位置にある交差点を指定してください。不明瞭な場合は、差戻される可能性があります。



(誤) 出発地・目的地の手前の交差点を選択
→未審査区間が生じている



(正) 出発地・目的地の奥の交差点を選択
→全線審査が可能



ケース⑧：出発地・目的地の住所地番情報が不十分のため、経路確定できない

【例】

入力例を見ると、
出発地は建物名まで記載があり、特定できますが、
目的地は住所地番の記載が不十分であるため、
地図上で目的地を特定できません。

そのため、終点部周辺の経路が確定できません。

(×) ○○市△△町 → 差戻される可能性があります。

(○) □□県○○市△△町××-× ●●ビル

【申請時の留意点】

- ・住所地番は、起点・終点が特定できるように、地番、建物名まで正確に記入してください。
記入が不十分な場合は差戻しますので、再度ご確認ください。

【入力例】

良い例○

悪い例×

通行条件設定

出発地・目的地

出発地住所

□□県○○市△△町××-× ●●ビル

検索

目的地住所

愛知県名古屋市の丸

検索

通行条件設定

経路の算定

●

○

しない

C/D条件の確認

●

○

しない

個別審査箇所の確認

●

○

しない

申請方法の選択

●

往復

○

片道

OK

キャンセル

この記載だと
三の丸(右図：黄色着色部)の範囲
のどこが目的地か分からない

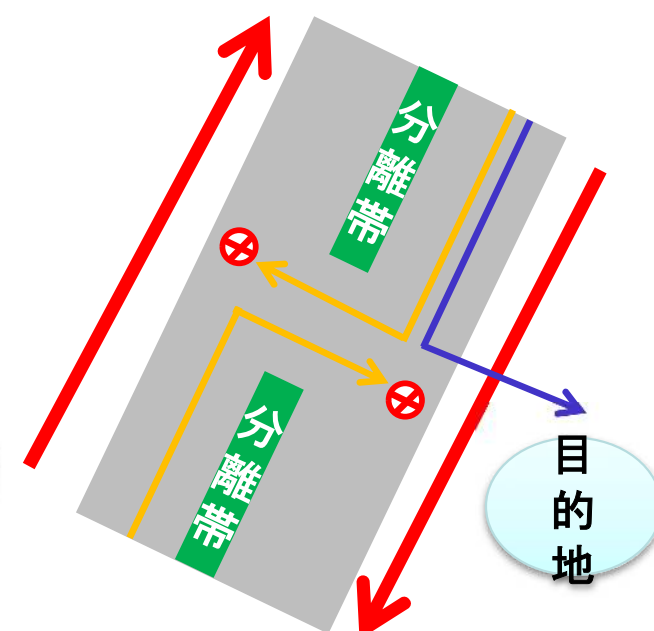
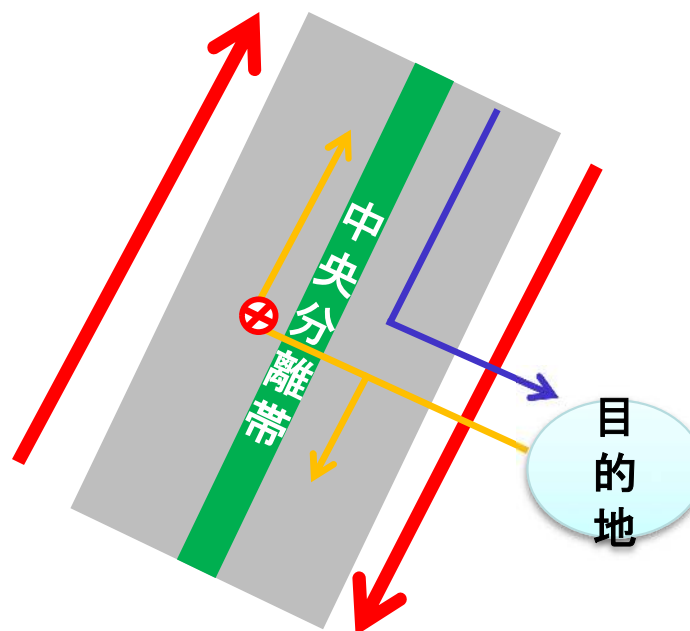
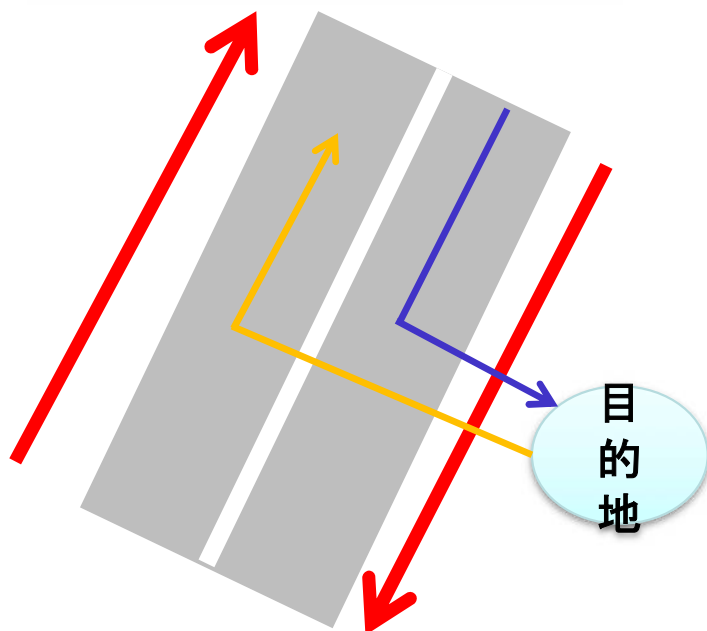
23

ケース⑨：中央分離帯がある場所での往復申請

中央分離帯がなく、対面通行で中央線(センターライン)による分離の場合は往復申請**OK!**

中央分離帯があり、往路と同じ道ではないので往復申請**NG!**

中央分離帯の開口部があるが、交差点形状(右折専用レーン)でないため、往復申請**NG!**



【申請時の留意点】

- システム上往復申請が出来たとしても、実際に通れる経路かどうか確認をしてから申請をお願いします。申請者へ差戻し及び不許可となる可能性があります。

※H31 年システム改修により'注意喚起するメッセージ'が表示されるようになります。

ケース⑩: 未収録路線の名称が記入されていない

【問題点】

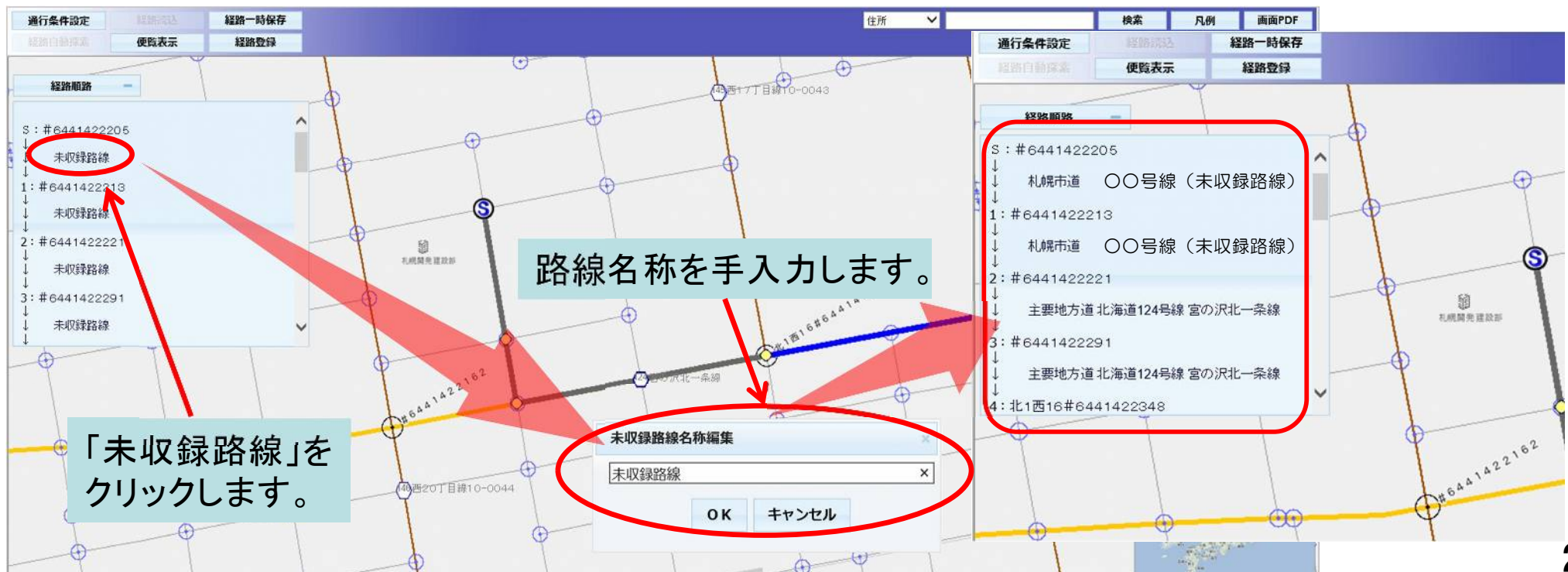
- 「デジタル地図経路入力」「交差点番号入力」で経路を作成すると、「未収録路線」や「不明」と表示されていても経路の作成が可能。そのまま申請されると、路線名が「未収録路線」とだけ表示されているため、通行経路の確認や差戻しに時間を要します。

特車PRサイトから可
く次ページ参照>

【申請時の留意点】

- 路線名称を手入力し、経路上の全ての路線名を埋めて下さい。
(例：〇〇町道□号線（未収録路線） など)

路線名は、当該道路管理者に電話やFAX等で尋ねる方法や住宅地図、インターネット等で調べる方法があります。



The screenshot displays the digital map route input interface. On the left, a list of route segments is shown, with the first segment labeled '未収録路線' (Unrecorded Route) circled in red. A red arrow points from this label to the '未収録路線' entry in the list. In the center, a map shows a route with a red line segment labeled '未収録路線'. A red arrow points from the text '路線名称を手入力します。' (Enter the route name manually.) to the '未収録路線' entry in the list. On the right, a list of route segments is shown, with the first segment labeled '札幌市道 〇〇号線 (未収録路線)' (Sapporo City Road 〇〇 Line (Unrecorded Route)) circled in red. A red arrow points from this label to the '未収録路線' entry in the list. At the bottom, a dialog box titled '未収録路線名称編集' (Unrecorded Route Name Edit) is shown, with the text '未収録路線' (Unrecorded Route) entered in the input field. The dialog box has 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons.

「未収録路線」をクリックします。

路線名称を手入力します。

未収録路線名称編集

未収録路線

OK キャンセル

◆未収録路線の路線名問合せ一覧



本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ [小](#) [中](#) [大](#)

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。



※推奨パソコン環境について

**よくある!?
間違い事例集**

既に利用されている方 (ユーザーID・パスワードが必要です)

申請支援システムへのログイン

申請データを作成する

簡易算定システムへのログイン

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

受付システムへのログイン

申請データを提出する
(査定状況照会・許可証受取はこちら)

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。



大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路、特車許可不要区間の箇所を確認できます。

大型車誘導区間
重さ高さ指定道路
特車許可不要区間
ガイドマップ

全国の未収録道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

特殊車両通行許可
不要制度について

メニュー

トップページ

特殊車両通行
許可制度について

システム利用契約
初めにお読みください

特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について

代理申請について

各種ダウンロード
操作マニュアル、オフラインツール、他

こちらから

ケース⑪: 申請年月日が提出日と合っていない

【申請時の留意点】

- ・ 申請日は書類提出日（オンライン申請はデータ送信日）としてください。
- ・ 極端にずれているものなどは、差し戻される場合があります。
- ・ 更新・変更申請では、申請時点で許可期間を満了している場合、新規申請となります。（ケース③を参照）

ケース⑫: 更新申請なのに、通行経路が不連続となっている

【問題点】

- ・ 道路情報便覧の登録内容が新規路線登録や既存内容の変更により変わっているのに、期間更新の場合に前回の許可データをそのまま使用している



【申請時の留意点】

- ・ 最新の道路情報便覧付図表示システムにより、作成してください。
- ・ 申請データの提出前に、必ず経路算定を行い、経路が連続しているか確認して下さい。（ケース⑤を参照）
- ・ 不連続の場合、差し戻される可能性があります。

以下の場合、差戻される可能性がありますので必ず確認してください。

- ・ **通行不可が発生したまま送信される(一方通行・上空障害等)**
⇒ 審査の結果、不許可となる場合は手数料が発生します。
通行不可がないか確認してから申請しましょう！
- ・ **申請年月日、提出日、通行年月日、通行終了日等の記載ミス**
⇒ 必ず確認しましょう！
- ・ **車検証データと申請書データとの数値が不整合**
⇒ 必ず確認しましょう！
- ・ **包括申請の場合、車検切れや車番の間違い**
⇒ 必ず確認しましょう！
- ・ **超寸法等(交差点個別審査等)の申請で軌跡図が添付されていない**
⇒ 申請者へ'軌跡図'を取り寄せてから審査を始めるため、通常より許可証発行まで時間がかかります。
あらかじめ添付の上、申請しましょう！



ポイント！

申請書に正しく入力することにより、差戻しもなく、審査がスムーズに進みます。許可の迅速化にご協力をお願いします。